

海外新着情報

2011年

News Index

- * 2011.12.1 **タークス・カイコス諸島** : 商標維持年金制度の開始
- * 2011.10.25 **マドプロ** : 事後指定審査状況
- * 2011.9.27 **イエメン** : 改正商標法施行規則の公布・施行
- * 2011.8.23 **バヌアツ** : 改正商標法施行
- * 2011.6.24 **台湾** : 台湾商標法改正案が立法院で可決
- * 2011.5.12 **イタリア** : 商標登録異議申立制度開始
- * 2011.4.7 **オランダ領アンチル** : アンチル解体に伴うお知らせ(追加情報)
- * 2011.3.16 **ウガンダ** : パリ条約に基づく優先権主張を伴った出願について
- * 2011.2.18 **マレーシア** : 改正商標法施行規則の施行
- * 2011.1.31 **モンテネグロ** : 改正商標法施行

○2011.12.1 タークス・カイコス諸島 商標維持年金制度の開始

タークス・カイコス諸島(イギリス領)では、「商標維持年金制度」が新たに導入され、2011年7月29日より効力が生じております。これにより、現存する全ての商標について、2012年度分より「維持年金(Annual Maintenance Fees)」を納付することが必要となります。

維持年金は、翌年分を毎年1月1日までに支払う必要があり、次の更新までの数年分を一括して支払うこともできます。ただし、その場合は、存続期間の途中で商標権の放棄等をして、残り年数分の返金はされないとのことです。

維持年金は登録料とは別のものですので、現存する全ての登録商標について、これを毎年支払うことが必要となる点には要注意です。なお、2011年度より以前の分を遡って支払う必要はありません。

○2011.10.25 マドプロ 事後指定審査状況

現在、国際登録商標のいわゆるマドプロ出願で、事後指定の手続きが多数利用されるようになっています。そのため、従前、事後指定出願は、日本の特許庁を経由して出願した場合でも、3ヶ月ほどでWIPOで登録されていました。

しかし、当月にWIPOに確認しましたところ、最近では事後指定出願が非常に多数になってきたため、現時点で登録にまで平均して6ヶ月ほど要しているのが現状です。

その原因は、事後指定出願において指定商品・役務の限定(Limitation)が行なわれているケースが多いこと、そして指定国向けの翻訳に時間がかかっていることが挙げられます。

事後指定出願の登録が遅れている場合、直接WIPOに現状を照会することができます。その場合、Eメールでの問い合わせが可能です。ただし、「マドリッド・チーム 3」が日本担当ですので、以下のアドレスに照会することをお勧めします。

<madrid.team3@wipo.int>

なお、WIPO 国際事務局の一般的な照会アドレス <intreg.mail@wipo.int> からでは、回答は期待できないようです。

また ROMAIN の「Simple search」の「Search applications/requests being processed」から国際登録番号を検索することで、事後指定出願の審査経過を閲覧することができます。

○2011.9. 27 イエメン 改正商標法施行規則の公布・施行

イエメンでは、2011 年 7 月 27 日に改正商標法施行規則が公布され、翌週より施行されています。今回の改正では、(1)庁手数料の実質的な増額、(2)ニース国際分類第8版の採用、(3)登録官に期待される実体審査完了までの期間(全ての必要書面の提出より30日以内)、(4)登録商標や更新商標の公報掲載の充実、(5)移転登録制度の充実 等が定められました。

近年、日本からイエメンへの商標登録出願の数も増加している印象を受けますが、制度設計や審査期間等、改善が望まれる点が多く存在していました。今回の規則改正を起点として、より利用しやすい商標制度と発展していくことが期待されるでしょう。

○2011.8. 23 バヌアツ 改正商標法施行

バヌアツでは、2011 年 2 月 8 日より、改正商標法が適用されています。

従来、バヌアツの商標登録は、イギリス商標登録(近年では、CTM登録)を、単に再登録するという制度が採られていました。改正商標法では、この再登録制度を廃止し、バヌアツ独自の国内登録制度が設けられています。制度としても、異議申立てや不使用取消等が採用されました。

しかしながら、2011 年 8 月現在、バヌアツ国内の商標登録機関や料金体系の準備が追いついておらず、この新しい登録制度は実質的に機能していないとのことです。現在、政府は急ピッチで準備を進めているとのことですが、新制度の下で我が国から商標出願を行なえるのは、しばらく時間がかかりそうです。

○2011.6. 24 台湾 台湾商標法改正案が立法院で可決

2006 年より進められていた台湾商標法の改正について、その改正案が 2011 年 5 月 31 日に立法院(わが国の国会に相当)で可決されました。これにより、政令で定める施行日(現時点では未定)より、改正商標法が適用されることとなります。

改正法は、全体的に日本の商標法により近いものとなっていることが見受けられるほか、以下のような特徴的な改正点も見受けられます。

- (1) 商標の保護対象として、「動的商標」と「ホログラム商標」が明文化。
- (2) 現行のコンセント制度(同意書制度)において、「同一の商標が同一の商品又は役務に指定されている場合は認められない」とする規定を廃止。
- (3) 登録料分納の規定を廃止。
- (4) ライセンス(使用权)について、わが国と同様に「専用使用权」と「通常使用权」を新設。

- (5) 無効審判・取消審判において根拠とする商標については、登録後3年が経過しており、さらに、請求前3年において使用している証拠(未使用の場合は、正当な理由を証明する証拠)を提出しなければならないとする規定を新設。
- (6) 商標権を侵害していることを知りながら、電子媒体やインターネットで商品を販売、販売を目的として所持等する行為に刑罰が科されるとする規定を新設。

○2011.5.12 イタリア 商標登録異議申立制度開始

2011年7月1日よりイタリアで異議申立制度が開始することが発表されました。イタリア商標法では、異議申立制度について定めておりましたが、異議申立を実行するための規則の制定が整っておらず、実質的に異議申立ができない状態が続いておりました。今般、商標法規則が改正され、異議申立制度が正式に開始することとなりました。

2011年5月1日以降にイタリア特許庁へ出願され、識別性の審査終了後公告された商標、及び、2011年7月以降にWIPO国際商標登録公報で公告されたイタリアを指定国とする国際登録商標が対象となります。異議申立期間は、公告日より3カ月です。

○2011.4.7 オランダ領アンチル アンチル解体に伴うお知らせ(追加情報)

2010年10月14日付にてご案内致しました「オランダ領アンチル解体に伴うお知らせ」に関する追加情報をご案内申し上げます。

キュラソー島及びセント・マルティン島に関するアンチル商標登録の効果ですが、効力維持の手続が必要とされたBES諸島(ボネール島、セント・ユースタティウス島、サバ島)とは異なり、何らの手続を行うことなく、アンチル商標登録の効力が自動的に各島の国内で維持されるとのことです。

○2011.3.16 ウガンダ パリ条約に基づく優先権主張を伴った出願について

2010年12月3日付にてご案内致しました通り、ウガンダにおきましては、パリ条約に基づく優先権主張を伴う出願が認められておりませんでした。(ウガンダは、1965年よりパリ条約に加盟しておりますが、国内法上はパリ条約に関する明文規定がなかったためです。)しかし、今般、ウガンダ商標局が、パリ条約に基づく優先権主張を伴う出願が可能である旨公表致しました。従いまして、現在では、実務上パリ条約に基づく優先権主張を伴う出願は認められております。

ただし、2010年の改正商標法にもパリ条約に関する規定が盛り込まれていないことから、ウガンダにおいて、何らかの紛争が生じた場合に、裁判所では、優先権主張が認められない可能性も考えられるとのことです。

○2011.2.18 マレーシア 改正商標法施行規則の施行

マレーシアでは、2011年2月15日より改正商標法施行規則が施行されました。主な改正点は以下の通りです。

1. 優先審査制度の新設

出願人は、出願日より4カ月以内に優先審査を請求することができます。請求には、宣誓書を提出し、請求の理由を申し述べる必要があります。請求の理由として認められるものは下記の通りです。

- ・公共の利益に資する場合
- ・侵害に関する法的手続が始まっている若しくは侵害のおそれを示す証拠がある場合
- ・政府関連機関から金銭的利益を受ける場合
- ・その他相当な理由がある場合

また、出願日より7カ月以内に登録を希望する場合には、出願日より1ヵ月以内に優先審査請求を行う必要があります。優先審査が受理された場合には、受理通知日より5日以内に所定の書類と審査料を支払わなければなりません。

2. 電子出願制度の新設

改正商標法施行規則では、電子出願が導入され、紙で出願するより若干安い料金で出願することができるようになりました。

3. 庁手数料の値上げ

商標に関する庁手数料が30%～60%値上げされました。

改正商標法施行規則は、2011年2月15日前に登録になったもの、及び、2011年2月15日以降に出願されたものに適用されます。2011年2月15日時点で審査中の出願については、従前の1983年及び1997年商標法規則が適用されます。

○2011.1.31 モンテネグロ 改正商標法施行

モンテネグロ知的財産庁が業務を開始した2008年5月28日以前に登録されているセルビアの国内商標について、モンテネグロで今後も権利を有効にするためには、モンテネグロ知的財産庁に対し、2011年12月16日までに登録申請をする必要があります。

また、モンテネグロでは、2010年12月16日より改正商標法が施行されており、新しく、異議申立制度が導入されました。